

留学及び就学の在留資格に係る入管法改正について (お知らせ)

平成21年8月24日

東京入国管理局

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」（以下「改正法」といいます。）が7月15日に公布され、この改正により、外国人が本邦において教育を受ける活動については、「就学」の在留資格が廃止され、「留学」の在留資格に一本化されることとなりました。この部分の改正については、公布の日から1年以内に施行することとされています。

今般の改正の背景、内容等は、次のとおりです。

1 改正の背景

外国人が本邦において教育を受ける活動については、教育機関の形態により「留学」と「就学」の在留資格に区分し、大学等高等教育機関で教育を受ける活動を「留学」、高等学校等において教育を受ける活動を「就学」としていましたが、欧米諸国においては教育機関の形態による在留資格の区分を行っていない国もあり、また、在留資格「就学」に係る不法残留については近年減少傾向にあるほか、就学を留学へのワンステップとする位置付けが更に強まっています。

このような状況を踏まえ、在留資格「留学」と「就学」を一本化することにより、高等学校や日本語教育機関などから大学などに進学する場合に在留資格「就学」から「留学」への在留資格変更許可申請が不要になるなど、外国人留学生の利便に資することが期待されることから、この改正が行われたものです。

2 改正の骨子

改正後の「留学」の在留資格に係る本邦において行うことができる活動は、「本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編成に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」となります。

3 在留期間

現在、在留期間は、「留学」については「2年3月、2年、1年3月又は1年」と定められ、また、「就学」については「1年3月、1年又は6月」と定められています。

改正法の施行に伴い、これらの在留期間を定める入管法施行規則も改正される予定ですが、将来的には、改正法公布後3年以内に施行される新たな在留管理制度の導入に伴い、在留資格「留学」の在留期間については、例えば、大学での在籍期間である「4年」の在留期間を新設することなども検討されているところです。

4 その他

施行時に「就学」の在留資格で在留する者は、在留期間満了までは、「留学」の在留資格で在留するものとみなされますので、改正法施行に伴って在留資格変更の申請は必要ありません。

おって、改正に伴う運用の変更等につきましては、順次ご案内いたします。

译文：

于留学及就学相关的在留资格入管法改正通知

平成 21 年 8 月 24 日

东京入国管理局

根据出入国管理及难民认定法以及与日本国的和平条约，就脱离日本国籍的人士等的出入国管理特例法的部分更改法案(平成 21 年法律第 79 号)」（以下称之为「改正法」），已于 7 月 15 日公布。根据此改正法、凡以在本国接受教育为目的的外国人的「就学」资格将被废除，综合为「留学」的在留资格。关于此部分的改正法将从公布日起 1 年内实行。

此番改正的背景、内容等如下：

1 改正的背景

就外国人在本国接受教育之事，目前根据教育机关的形式在留资格有「留学」和「就学」的区分。对在大学等高等教育机关接受教育的给予「留学」资格，对在高等学校等接受教育的给予「就学」资格。而欧美诸国中有不少国家并没有以教育机关的形式来划分在留资格。另外、关于涉及「就学」资格者的不法滞在事例近年来逐渐减少，还更加强化了就学变留学的一线地位。

依据此情况、如在留资格「留学」和「就学」统一化、则可省略从高等学校或日本語教育机关升入大学后的「就学」变「留学」的资格变更申请，也为外国人留学生提供便利为目的推出此改正法。

2 改正主旨

相关改正后的「留学」资格在本国可进行的活动是在「本国的大学、高等专门学校、高等学校(包括中等教育学校的后期课程)、或者在特别支援学校的高等部、专修学校或者在相当于同等水准的其他各种学校等教育机关内接受教育」。

3 在留期间

目前、在留期间是，「留学」资格有「2 年零 3 个月、2 年、1 年零 3 个月和 1 年」的期限规定；「就学」资格有「1 年零 3 个月、1 年和 6 个月」的期限规定。

随着改正法的实施，规定这些在留期间的入管法的实施规则也将预计进行修改。将来，随着改正法在公布后的 3 年内实施新的在留管理制度的导入，在留资格为「留学」的在留期间、例如根据大学的学制而将期间改为「4 年」等的新方案现正在研讨之中。

4 其他

对于实施时已持有「就学」资格的在留者，到在留期间终了为止，统一被视为以拥有「留学」的在留资格。没有必要因为改正法的实施而再进行在留资格更新的申请。

另外、如有由法案改正而相继出台的其他变更、将依次介绍。

以上